

令和6年度 京都市居住支援協議会 総会 摘録

1 日 時 令和6年7月4日（木） 15：00～17：00

2 場 所 オンライン開催（Zoom）

（会 員）

公益社団法人京都市宅地建物取引業協会 情報提供委員会	委員長代理 山田 崇博
公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部	副本部長 長沢 洋
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	相談役 櫻井 啓孝
一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	相談役 岡本 秀巳
一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	理事 竹中 和也
京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会	会長 秋山 博之
一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会	会長 奥本 喜裕
一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会 すまい・生活支援部	会長 杉原 優子
京都府住宅課	主幹兼係長 和田 由美子
京都府住宅課	副主査 長牛 拓也
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室	介護ケア推進課長 中川 理恵
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室	介護ケア推進課在宅福祉係長 村石佑介
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室	介護ケア推進課主任 塩谷 侑己
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室	在宅福祉課長 鈴木 一史
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室	在宅福祉第二係長 鈴木 裕隆
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室	在宅福祉第二係員 田中 彩菜
生活福祉部生活福祉課	生活福祉課長 今井 篤
生活福祉部生活福祉課	生活困窮者自立支援係長 高橋 幸大
生活福祉部生活福祉課	担当係長 後井 洋佑
生活福祉部生活福祉課	係員 池本 陽一
京都市都市計画局	住宅室長 田中 英明
（オブザーバー）	
京都弁護士会	弁護士 舟木 浩
独立行政法人 都市再生機構、京都府居住支援法人22法人	
【事務局】京都市都市計画局住宅政策課、京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター	

3 議事

(1) 令和5年度事業報告及び決算について（資料2、資料3）

事務局から「資料2」及び「資料3」について説明を行い、全会一致で承認された。質

問等はなかった。

・すまいのワンストップ総合窓口である京安心すまいセンターから居住支援に係る相談状況について報告を行った。

(報告)

京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター：

居住支援に関する相談件数は、令和5年度から1,078件と激増しています。要因としては、普及啓発活動の促進と共に、生活福祉課への告知と連携により生活保護世帯の方の相談増加があります。

生活保護受給者の中には、金銭的な問題以外にも福祉的な問題を抱えている場合が多く、京安心すまいセンターでの対応が難しい場合もあります。障害福祉、生活福祉との更に相互連携を進めていく必要があります。

さらに、令和4年度からは支援対象を障害のある方にも広げましたが、紹介できるバリアフリーの物件が少ないのが現状です。また、相談者の希望条件が高い場合も多く、登録物件の中で対応することが難しいケースが増えてきています。特に最近は、精神的な問題を抱える相談者が多く、単純な住まい探し以外の福祉的な相談が増加していることに、どのように対応していくかが課題となっています。

(2) 令和6年度事業計画及び予算について（資料4、資料5）

事務局から「資料4」及び「資料5」について説明を行い、全会一致で承認された。

・「資料4」の「3 相談業務の強化」に関連して、京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課より補足説明を行った。

(補足説明)

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課：

生活困窮者自立支援法の一部改正する法律が令和6年4月17日に成立し、地域居住支援強化の措置として、見守りなどの支援の実施が自治体の努力義務として明記され、地域での安定した生活のための支援が重要となっています。京都市(生活福祉課)では、地域共生社会の実現に向けた国の動きを踏まえ、より居宅に近い環境での訓練が望ましい方については、既存の地域資源を活用しながら、ソフト面での体制の強化を図っていききたいと考えています。そのひとつとして、新規事業として、今年度10月より「日常生活訓練事業」を開始していききたいと考えています。内容は、居宅に近い環境での生活訓練を要する方について、民間支援団体が提供する居宅に近い環境の民間アパートを活用し、健康管理、服薬介助、通院指導や生活訓練、公的サービスの利用等の各種支援を実施する相談員や支援員を配置する取組を行っていききたいと考えています。当事業においては、一時的な宿泊の提供や生活訓練の実施となります。その後、正式な居宅へ移行するため、居住支援法人等には、支援対象者の安定した居宅

生活を営めるように連携をしていきたいと考えていますので、よろしく願います。

- ・「資料5」の「2管理費 (2)京都市すこやか住宅ネット改修等」について、事務局より補足説明を行った。

(補足説明)

事務局：備考欄にある「システム更新改修費」1,500千円の計上について、現行のすこやか住宅ネットのシステムが旧バージョンとなっており、不具合が発生する可能性があること、また、現在の環境では事業者がサポートできない状況であることから、システム更新を行う必要があります。予算が厳しい中ですが、国庫補助金があるうちにシステム改修を行いたいと考えていることから、今年度の実施にさせていただきます。

(質疑応答)

構成員（リノベーター株式会社）：他の自治体の居住支援協議会立ち上げに参画しているが、協議会によって活動内容に差があるにも関わらず、国の補助金は同じレベルの予算額となっている。一方で、京安心すまいセンターの相談件数など業務量は増えているにも関わらず、補助金は減っていくという中で、今後、中長期のところで、何に重きを置き、何をやめていくか、京都市居住支援協議会の今後の方向性を教えてください。また、事務局である京安心すまいセンターが何らかの形で存続していけるようお願いしたい。

事務局（京都市）：非常に有難いご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり国の補助金が今後益々減っており、居住支援協議会の事業の見直しが必要です。現段階では、具体的な方向性について決まっておりませんが、これからも事務局である京安心すまいセンターと協力し、限られた予算の中、住宅の確保にお困りの方のニーズに答えられるよう事業見直しの検討を進めてまいります。

(要望)

構成員（舟木弁護士）：資料4の5「居住支援事業の周知等」及び6「家主に対する働きかけ」に関連して、不動産の管理業者に対して、協力をお願いできないでしょうか。民間の賃貸マンションやアパートで、賃料を滞納されているケースに出会うことが多いと思います。賃料を支払えなくなっている方は、金銭管理や認知機能等に何らかの問題を抱えている可能性が高く、相談に繋げる端緒になると思います。

(意見)

構成員（京都くらし支援センター）：資料4の6「家主に対する働きかけ」で、家主向けのイベントを実施されるということですが、北区の3つの居住支援法人でも1月21日にセーフティネット住宅のイベントをしており、その中で自社物件に居住されている精神のご病気の方と家主と入居希望者という立場でお話する機会がありました。そんな難しいことではないと思いました。家主向けのイベントなどの際に、障害をお持ちの方の声を届けられたらと思います。

先程の舟木弁護士から金銭管理のお話がありましたが、自社物件に入居されている中にも金銭管理できない方がおられます。そのような方には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の金銭管理や成年後見制度の利用で、一般の住宅に長く入居できることにも繋がりますので、その場合も、居住支援法人に相談してもらえたらと思います。

また、資料2の8「家主に対する働きかけを実施」のところ、家主向けチラシを作成し全戸回覧を2回実施され、43件の申し込みがあったということで、1回目は一覧表をいただき、弊社も5～6人の入居につながったが、2回目の一覧をいただいております。またいただければと思います。

会長：本日予定をしておりました議題は以上です。これを持ちまして本日の総会を終了させていただきます。ありがとうございます。

以上